

「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県自治会・町内会の課題発見・解決事業ワークショップ委託事業プロポーザル審査会）」委員応募要項

1 趣旨

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県自治会・町内会の課題発見・解決事業ワークショップ委託事業プロポーザル審査会）について、県民の参画を進めるため、審査員を公募します。

2 募集内容

(1) 募集人数 1名

(2) 任 期 任命の日から令和8年9月30日（水）まで（予定）

(3) 募集資格 次のアからクまでのすべてを満たす方

ア 自治会関係の現状や課題及びワークショップ企画に関する知見を有し、その受託業者を決定する審査会に参加し、意見を述べることができる方

イ 令和8年6月12日現在で、満18歳以上である方

ウ 県内在住である方

エ 就任時点で、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定がないこと

オ 審査会に出席できる方

カ 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定される暴力団員等でない方

キ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。

ク 受託者の選定に関する利害関係者でないこと

(4) 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により、(5)の応募先へ提出してください。

(5) 応募先・問合せ先

鳥取県地域社会振興部市町村課 行政選挙担当

〒680-8570（県庁の住所の記載は不要です。）

電話 0857-26-7057

ファクシミリ 0857-26-8129

電子メール shichouson@pref.tottori.lg.jp

(6) 応募期限 令和8年6月26日（金）17時必着

※応募用紙は、市町村課ホームページからダウンロードできます。

3 決定方法等

(1) 提出していただいた応募用紙により書面審査を行い、決定します。なお、応募者多数の場合など、必要に応じて面接を実施することがあります。

(2) 結果は、令和8年7月下旬頃までに応募者ご本人あてに郵送でお知らせします。

4 「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県自治会・町内会の課題発見・解決事業ワークショップ委託事業プロポーザル審査会）」について

(1) 目 的 令和8年度鳥取県自治会・町内会の課題発見・解決事業ワークショップ委託事業について、受託者を決定する。

(2) 構 成 5名以内（公募委員含む）

(3) 開催回数 1回（8月上旬～9月上旬の平日に鳥取市内で開催予定）

(4) 任 期 任命の日から令和8年9月30日（水）まで（予定）

(5) その他 県の規定に基づき、報酬及び会議出席のための旅費（実費相当）をお支払いします。